

事務名	コインシャワー営業施設開設の届出
根拠法令	東京都コインシャワー営業施設の衛生指導要綱第7条第1項

営業施設を開設した者は、速やかにその営業施設の所在地を管轄する保健所長に、別記第1号様式による開設届を提出すること。